

令和5年度三沢市特産品開発促進事業費補助金に係る補助対象事業案公募要領

(令和5年4月17日)

第1 目的

三沢市の基幹産業である農畜水産業及び関連産業の活性化と振興のためには、地元の農畜水産物を活用した付加価値の高い商品づくりを促進していくことが必要です。そこで、これら地場産品の開発・改良等について意欲的で継続性のある取組みを支援するため、必要な経費の一部を市が補助するものです。

第2 補助対象事業、経費、補助率及び金額

補助金の交付対象となる事業の内容、経費及び補助率は別表に掲げるとおりとし、交付限度額は1件あたり50万円以内の額とします。

第3 事業の要件

- (1) 開発又は改良する商品が明確であること。
- (2) 開発又は改良する商品が三沢市内で生産された農畜水産物又はそれらを主な原材料とした加工品であり、販売やPRを行う際には、原則として、そのことを明示すること。

第4 対象者

公募の対象者は、次の項目をすべて満たす民間事業者又は団体とします。

- (1) 市内に住所、本拠地、本店又は支店等を有していること。
- (2) 事業の完遂が見込まれること。
- (3) 将来にわたり特産品の製造又は販売を継続する意思があること。
- (4) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 三沢市が主催する特産品開発支援セミナーや特産品開発商品発表会等へ参加すること。

第5 実施期間

事業の実施期間は、令和5年度三沢市特産品開発促進事業費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を決定した日から令和6年2月末日までとします。

第6 応募書類

応募に必要な書類は、応募申請書（別紙様式）のとおりです。この様式は、産業観光課（市役所別館2階）にて配布するほか、三沢市ホームページに掲載します。

第7 公募期間

令和5年5月8日（月）から令和5年6月9日（金）まで

ただし、見込まれる補助金の交付額が市の予算額を下回る場合は、公募期間の経過後においても事業案の応募を追加で受け付ける場合があります。

第 8 補助対象事業の審査

ご応募いただいた事業案は、選考委員会を設置して内容を確認したのち、応募者によるプレゼンテーションによる審査を行い、有識者等からの意見を聴取した上で補助対象事業としての採択の可否を決定します。なお、不明な点がある場合は、応募者に問い合わせることがあります。

第 9 審査結果の通知

審査結果は、書面により応募者に通知します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

第 10 補助金の交付申請等

補助対象事業に選定された事業を行う者は、令和 5 年度三沢市特産品開発促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付申請を行うことができます。その後、補助金の交付決定を経て交付決定額の 8 割以内（千円未満切り捨て）の額が概算払いにより交付され、残りの金額は事業完了後の精算時に交付されます。

第 11 市への状況報告等

補助対象事業を行う者は、市（産業観光課）に事業の進捗状況を随時報告し、市から求められたときは資料等を提出してください。また、事業の遅延等の事態が生じた場合は、速やかにその状況及び理由を市に報告して指示を受けます。

第 12 サンプル品の提供

補助対象事業により開発し、又は改良された商品等は、市又は一般社団法人三沢市観光協会が参加する展示会・イベント等への出品やサンプル品の提供をお願いする場合があります。

第 13 応募方法

(1) 応募書類の提出

応募書類は、下記の提出先まで直接持参するか郵送してください。

電子メール、FAX によるものは受け付けできません。

(2) 受付期間

受付期間は、土日祝日を除く公募期間内の平日 9 時から 17 時までです。

なお、郵送の場合は公募期間の最終日必着とします。

(3) 提出先

《直接持参の場合》

三沢市役所別館 2 階 産業観光課 地産販売推進係 まで

《郵送の場合》

〒033-8666 三沢市桜町 1 丁目 1 番 38 号

三沢市 経済部 産業観光課 地産販売推進係 行

《お問い合わせ》

☎ 0176-53-5111（内線 523）

別表

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|---|---|
| <p>三沢産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品の開発又は改良に係る次の取組みとする。</p> <p>(1) 商品の開発・改良</p> <p>(2) 包装等の開発</p> <p>(3) 調査研究</p> <p>(4) 外部専門家の招へい</p> <p>(5) PR用印刷物やホームページ等の製作</p> <p>(6) 商談会・展示会等への参加</p> <p>(7) その他市長が認めるもの</p> | <p>①謝礼</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の専門家から指導を受けた場合の謝礼金等 | <p>○補助率は、2分の1とする。</p> <p>○補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該事業が国、県又はその他公共的機関等から助成を受けている場合は、その助成額を控除した額）に補助率を乗じて算出し、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>○補助金の上限は、1件につき50万円とする。</p> |
| | <p>②旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の専門家を招へいするための交通費 マーケティング調査、商品の研究開発、商談会・展示会への参加等に必要な交通費及び宿泊費 | |
| | <p>③印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品の宣伝・PR活動に必要な印刷物及び資料等の印刷費（コピー代を除く。） | |
| | <p>④委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究、デザイン、試作品加工等のための外注費用 | |
| | <p>⑤役務費</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品を輸送するための通信運搬費、手数料等 | |
| | <p>⑥使用料及び借上料</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談会・展示会への参加に必要な参加料 会場や物品等を一時的に借り上げるための借上料等 | |
| | <p>⑦原材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> 試作のために使用する原材料費等（販売に係るものは除く。） | |
| | <p>⑧備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置、器具等備品の購入費（ただし、経費の合計の3分の1以内の額とする。） | |
| | <p>⑨その他市長が必要と認める経費（事前協議による承認を要する。）</p> | |